

受託研究員及び受託研修生に関する件

(昭和六十二年九月二十五日館長決定第九号)

改正	平成十一年十二月	十六日館長決定第六号	
同	十四年	三月三十一日同	第二号
同	十七年	三月二十九日同	第四号
同	十九年	三月二十八日同	第二号

受託研究員及び受託研修生に関する件を次のように定め、昭和六十二年九月二十五日から施行する。

(趣旨)

1 国及び地方公共団体の諸機関並びにこれらの機関に準ずる法人、外国の政府機関、国際機関並びに国内又は国外の図書館、大学(大学院を含む。)及び調査研究機関(以下「図書館等」という。)における職員等(学生その他雇用契約以外の契約に基づきその図書館等に所属している者を含む。)を受託研究員又は受託研修生として国立国会図書館の中央の図書館及び国際子ども図書館(以下「館」という。)に受け入れる場合の取扱いは、この件の定めるところによる。

(目的)

2 受託研究員又は受託研修生の受入れは、館において調査研究又は研修の機会を与え、それらの者の能力の一層の向上と館の業務の発展に資することを目的とする。

(受入れの条件)

- 3 受託研究員又は受託研修生は、次の各号に掲げる区分に従い、その所属する図書館等の長からの委託の申請に基づいて、館長が特に適当であると認めた場合に限り、これを受け入れることができる。
- 1 受託研究員 高度な学識又は経験を有し、館における業務のうち専門的な事項について研究を行う者
 - 2 受託研修生 館の業務の基本的な事項について研修を受けようとする者
- ### (指導及び監督)
- 4 受託研究員及び受託研修生の指導及び監督は、館長が指定した部局(関西館及び国際子ども図書館を含む。以下この項において同じ。)において、当該部局の長が指名した職員が行う。
- ### (施設等の利用)
- 5 受託研究員及び受託研修生には、館の業務に支障がない限り、館内の施設及び設備並びに図書館資料の利用について、その必要に応じた便宜を図るものとする。
- ### (研究等の結果の報告)
- 6 受託研究員又は受託研修生には、必要に応じ、その研究又は研修の結果について報告を求めることができる。
- ### (受入れ期間)
- 7 受入れ期間は、受託研究員については六月以内、受託研修生については三月以内とする。

(研究又は研修に要する費用)

8 受託研究員又は受託研修生に係る費用は、別に定めがない限り、その研究又は研修に直接に必要なとされるものにあつては館が、その他のものにあつては受託研究員又は受託研修生が、それぞれ負担するものとする。

(受入れの企画及び立案に関する事務)

9 受託研究員及び受託研修生の受入れの企画及び立案に関する事務は、当該研究又は研修の対象となる事項（以下「対象事項」という。）が特定の部局（国際子ども図書館を含む。以下この項において同じ。）の所掌事務のみに係る場合を除き、関西館図書館協力課が行うものとする。ただし、対象事項によりこれにより難い特別の事情がある場合においては、同課と関係部局が協議して定める部局が行うものとする。

(受入れの実施に関する事務)

10 受託研究員及び受託研修生の受入れの実施に関する事務は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める部局等が行うものとする。

一 部局において実施する場合 対象事項が特定の部局の所掌事務のみに係るときは当該部局、それ以外のときは総務部支部図書館・協力課

二 関西館において実施する場合 関西館図書館協力課

三 国際子ども図書館において実施する場合 国際子ども図書館

企画協力課

11 第九項ただし書の規定は、前項（第二号を除く。）の場合に準用する。この場合において、第九項ただし書中「同課と関係部局が協議して定める部局」とあるのは、「関係部局等が協議して定める部局等」と読み替えるものとする。

附 則（平成十一年十二月十六日館長決定第六号）

本件は、国立国会図書館組織規則等の一部を改正する等の規則（平成十一年国会図書館規則第六号）の施行の日から施行する。

（施行の日：平成十二年一月一日）

附 則（平成十四年三月三十一日館長決定第二号）

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日館長決定第四号）

本件は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十八日館長決定第二号）

本件は、平成十九年四月一日から施行する。